

第十回 参議院建設委員会會議録第二十一号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午後二時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○公営住宅法案(衆議院提出)

○委員長(小林英三君) 只今から建設委員会を開会いたします。

公営住宅法案を議題といたします。

○田中一君 第一条の国及び公共団体が協力してやるということになつておりますが、若しもこの地方公共団体が公共性ある民間団体を作りまして、これに経営、管理、施行、すべてやらせるといふことはできるものでないか、ないものでないか。

○衆議院議員(田中角榮君) そういうことを立案者も考えたのであります。が、何分にも高度の社会性を帯びた施設でありまして、低額所得者を目標としていふので、工費は低廉に、いいものを作つて行かなければいけません。勿論これに対しては家賃も安いのでありますし、全く一面から申しますと、先ほどの連合審査会でも出ました通り恩恵といふけれども、実際国家が高度の社会性という立場から作るものであります。公共団体以外には民間団体が作ることは無理じゃないかといふことが考えられます。なぜならば、これだけの仕事をやるにはどうしても相当大きな借入金金を必要とするわけでありまして、借入金金をすることは現在の金融事情下においてはできませんし、それからもう一つは起債をすることとは個人的なものには認められないといふ立場から、結局公共団体に任ずる以外にはない、こういうふうな考えられます。これよりももう少し幾らか利潤を挙げ得るというものは、現在住宅金融公庫等で以てやつていふのであります。が、住宅金融公庫が目的としていふものを第一とするならば、それよりも収入の低いものを、勿論安全率が低くければ低いほど回収安全率は少くなるのでありますから、二種、三種とだんだん低額所得者に落ちて来る状態におきましては、民間団体で以てこれをやるというふうな考えをしております。

○田中一君 第一章の「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」といふもののモデルをお示し願ひたい。

○衆議院議員(田中角榮君) これは実際金をかければいふのであります。が、理想的な住宅を作るためには坪単価を、即ち工費を上げなければならぬといふ、おの／＼好み／＼によつて意匠等も違ふのであります。構造につきましても、一つの住宅でありますので、さしたる問題はありませんが、意匠、それから敷地、その他環境等、非常に一般の住宅のように作るには高額の建設資金を必要とするわけでありまして、その半面この法律案の企図するところは、現在需要が非常に多いのを、乏しい国費の中から一戸でも多く建てなければいかん、速かに一戸でも余計建てなければいかんという、相反する状態において施行せられる法律でありますので、実際上から考えますと、或る理

想を持ちながらも一つの財源、いわゆる限度といふものだけはきめてからなければならぬ。こういうふうな考へるわけでありまして、で本法の規定するものは、住宅金融公庫の借入金金によつて賄ふ人よりも少くとも低額所得者になるということが考えられるわけでありまして、なお且つ住宅金融公庫に住み得るような人であつても、一時金が拂えないために家賃のほうよりしいといふような人もあるものであります。現在第一種公営住宅として、国が各府県、地方公共団体に補助をいたしまして作つておられます木造の住宅、いわゆる十坪、十四坪から十四坪、五坪、十八坪等多いのであります。が、少くとも現在建設省が主管官として地方公共団体に補助して作らして住宅程度のもので第一種として考へていくわけでございます。勿論健康で文化的な、而も住宅水準を上げるという意味においては、できるだけ不燃性を帯びた建物にしてもらいたい、実際におきましては集約的アパートのような鉄筋コンクリート建、若しくは軽量なるコンクリート建の建物を究極の目的としていくわけでありまして、

○田中一君 私の伺つたのは、御趣旨はよく存じております。「健康にして文化的な生活を営むに足る」といふものを言葉で一つモデルをお示し願ひたいのです。何坪ぐらいの基準でどうなつてゐるか、例えば敷地の問題でありますとか、湿地帯には作らん、低地には作らん、以下いろいろ環境があるし、そういう点を一応立案者は、こういう形のこういうものを何坪ぐらい、どういふものを、或いは施設は必ず浄化装置を持つてゐる建物とか何とか、言葉で説明できると思うのですが、そういう点を一つ……。

○衆議院議員(田中角榮君) 先ほど私の御説明が少し足りなかつたやうであります。現在建設省が各府県に補助をして作らしておられますのは、鉄筋コンクリートにして十四坪建であります。第一種公営住宅は、これは一つ基準を作つて見なければならぬので、大体においてコンクリートのブロック建十四坪、木造として十二坪、第二種鉄筋コンクリートにおいて十坪、ブロック造において十坪、木造において八坪という大体の住宅を考へられていくわけでございます。なおそれ以上の文化的施設といふものには、条文の中にも規定してありますが、できるだけ団地住宅を作りたい、そして附帯設備は今までのように汲取便所とするよりも、できるならば簡易水槽便所にすると、鉄筋コンクリートならば水槽に持つて行く、団地の場合にはその処理については浄化装置を作るという点もありません。それから井戸を使つておりましたのが、共同の簡易水道を作れば作つてやります。そういうものをいわゆる団地で以て作る場合には公共施設として作られる。なおその中に実際の、現在アメリカで以てやつております何々ハイツというやうな建物が多々ありますが、この中には

学校もありますし、協会もありますし、共同浴場もありますし、いろいろのものがあるのではありません。究極の目的はあのような理想的なもので持つて行きたいといふふうな考へてゐるわけでありまして。

○田中一君 今の問題は、後ほどモデルの問題は質問しますが、健康といふのは衛生的ということを見わしてゐるわけですか。

○衆議院議員(田中角榮君) そうで

○田中一君 ただ私が今まで見ました公営住宅ですね、大抵田圃を潰しましてもそのまゝ何もせずにやつてゐるから、雨が降れば土台が下がり、下水もできています。排水がよくない。無論水槽便所を作つていくわけじゃないし、蛆が這ひ出している。こういうのが今までやつていたことを公営住宅法で改正するわけですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 勿論只今田中さんが言われた通りであるのであります。私もその実情は十分承知をしてゐるのであります。が、法律で住宅営団が作られ、公営住宅、特に引揚者の応急住宅は、安からう悪からうでありまして、実際一年か半年すれば、その用に耐えても、あとは修繕々々で以て全く安物買いの銭失いといふことをやつてゐるのが、公営住宅の現状でありまして、その意味におきまして、だんだん建設省も企画を統一しまして、鉄筋コンクリート建の建物にしたいとい

うことを考えているわけでありまして、木造ならば成るべく団地住宅を作りたい。而もそのためには今までの法律ではこれができないので、急ぐために止むを得ず年度々々でどうしても行わなければならないというので、全く便利の悪い土地に止むを得ず建てられておつたのであります。この法律の企図するところは、今度は三十九年の計画案を作成しました結果、三十九年の計画案によるとその敷地の造成、取得に對してもその年度に金を出すことができるといふことがきめられておりますので、本法律案が施行になれば、三年後の住宅地の選定も行えるのであります。時間的に余裕もありませんので、今までのような状態は本法律の施行によつて逐逐せられる。こう考えております。

○田中一君 この低額所得者というのはどのくらいの収入者を指しておるのですか。簡単に答えを願いたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) なか／＼むずかしい御質問のようでありますが、いわゆるこの家賃が拂える程度の人を言つておるわけでありまして。

○田中一君 否でも応でも、何と申しますか、野天じや住居じやないですから、一応それを「低廉な家賃」とその下にあります。一応公務員の収入の程度にしてどのくらいの収入者を……。今の公務員の給料というものはきまつておりますが、公務員は入れますか。

○衆議院議員(田中角榮君) 鉄筋コンクリートにおきましては十四坪が大体今の公営住宅の状態を見ますと、一カ月家賃二千二百円でありまして。木造の十二坪が千五百円、鉄筋コンクリートの

第二種が千二百円、コンクリートボックスの十坪が千二百円、木造の八坪が六百元、こういふふうな大体算定せられるのであります。数字には幾らか違ひがあると思いますが、實際家賃を全然拂えないという人は、生活保護法等によつて別途の途に基いて救済すべきであります。この法の対象にはなれない。こう考えておりますが、自費では造れない、而してこの程度の家賃ならば拂える、こういうような者であります。家賃が生活費の一割という度であれば、六百元のものは六千円程度の人と申しますと、現在中等学校を出た人が初任給大体六千円くらいでありますので、その程度の人から、二百円といふと二万一千円、現在の次官級まで入れるわけでありまして。

○赤木正雄君 一条について関連して伺いますが、この前住宅金融公庫法案を審議いたしましたときに、やはりこの第一条にある、「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」、こういう文句があつたのです。これについて私は十分政府当局に質問いたしました。今大衆議院の御説明でわかりました。併しあのときにもあれほど説明したのでありますから、恐らくこれはこの案を出しになるまでには、建設省といたしましてこの前のあの法案の審議に鑑みて、どのくらいのものを建てる、これくらいの図面くらいはお持ち願うと、審議するに結構なんです。これは建設省のそういう用意はできてないのでしょうか。あのときの審議の状態は、速記録で考え下されば相当の御用意があつて然るべきだと思います。

○政府委員(伊東五郎君) 私どももいたしましては、この法律が施行になりました場合には予算の関係等がありまして、俄かにこの程度を上げるということとは困難じやないかという見通しをしておりますが、この施行に伴ひまして、できるだけ在来よりは幾分かでもだん／＼よくして行きたいというふうな考えであります。どんな程度のものかという具体的な設計図などについてのお尋ねでございますが、これは毎年だん／＼改善しておりますが、大体従来ものを御覧頂ければ御想像がつくと思ひます。この第二種住宅という家賃の住宅、これにつきましてもいろいろ議論はあります。成るべく家賃を安くするためにできるだけ家も小さくし、構造の悪くなることを我慢してでも安くしよう、こういう意見もありませんが、これにも限度がありますので、我々としては、いやくも一家族が住む家といたしましてはどうしても二室要るだろうというところで、どんなに小さい場合でも八坪を限度といたしたい、これは在来は六坪までございました。六畳ぐらゐの一部屋の住宅もかなりたくさん今公営住宅としてできておるのであります。こういうものは再びやりたくないというふうに私も考へております。

○赤木正雄君 大体わかりましたが、私の希望といたしましては、こういう技術部面の法案を審議するときには、やはり今お話になつたような家を……。例えて申しますと、今までの家を見てくれればわかるじやないか……。成るほど今までの家を見ればわかるものであります。今までの家は私どもは記憶がよくありませんから、どういふ家があるのかわかりません。ここに設計図をお持ちになれば非常に審議するのに御親切はあつて然るべきだと思います。これは建設省のほうに言うのです。成るほどこういう家が建つのだという事ならば非常に審議がしやすいように思ふのです。審議するのに非常に早い……。

○衆議院議員(田中角榮君) 誠に至らざるところであります。申訳ありません。建設省の住宅局に今までの試案もありませんし、それから現在すでに改修、新設を入れました二十年から六十年に亘つて二十七万七千余戸ができておるのでありますから、これがデータもありますから、近々のうちにお手許に差し上げるようにしたいと思ひます。

○赤木正雄君 今近々とおつしやいましたが、それなら私は一つ言ひたい。この前の例の簡易住宅には変なものがあつたのです。皆さんがもう少し慎重にお考え下さるとよかつたと思うのです。併しこれは私は追及いたしません。これはあなたがたのお考え一つで……。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えをいたします。近々と言ひましたのは明日、明後日ではなく、只今持つて参りますから悪しからずお願いいたします。あとにこれに競合する法文がありますからあとにしますが、第四条の「技術上の援助」というのはどういふことを指しておるのですか。これは一つ提案者のかたがいですが……。

○衆議院議員(田中角榮君) これはこの規定を設けたことは實際いいことだと思ひます。これはどういう意味かと申しますと、實際今はそういうことはないのではありませんが、物価がどん／＼下つて行くような場合は、三分の二国庫補助をもらいますと、大体坪三万円にして二万円もらえるわけでありまして、二万円の家を造るという人がよくあるのであります。これは地方公共団体では特によくあります。こういう問題は曾つて昭和二十一年、二十二年、二十三年まで行われましたが、炭鉱労働者住宅等は坪当り一万円の貸出金をもらひまして、七千円で仕上げ、八千円で仕上げるということがありましたので、非常に粗悪な住宅ができたわけでありまして。これは我々が立法者として断じて排除しなければならぬ問題であります。特にこういう一つの理想を持つて作られるものでありますので、国が、現在もそうでありまして、大体基本線というものを明確に指示をいたしまして、鉄筋であれば坪何万円、いわゆるこの基準以下には落してはならない、なおそれ以上にするとはかまわないのであります。構造的にいいにしても、或る一定の耐用年限だけはどうしてもこの住宅が損壊しないようにというふうな基本的な要求がありますので、技術的

な面に対しては相当な要求と申しますか、これこそ指導をしなければならぬということをお考えお願ひをいたします。現在の公営住宅、即ち各府県地方公共団体に對しても地方々々による特別な条件は認めておりますが、基本的な技術的な問題に對しては適確な指示を行なつておるわけでありま

す。
○田中一君 そうしますと全部のその住宅を建てる者の財政上の、或いは経営の問題までも援助、或る意味において干渉することですね。

○衆議院議員(田中角榮君) これは技術的な問題だけでありまして、これは管理者が各府県地方公共団体でありますので、地方々々によつて特殊の事情がありますので、これが運営管理等に對しては当然地方の特殊性を活かすために管理者に全部委ねておるわけでありま

す。併し国が一つの計画を持つて、而も国会の承認を得て大きな事業をなし遂げて行こうと思ふのでありますから、いわゆる十坪住宅であつても、耐用年限二十年以上というのであるならば、木造であつては土台は「ひのき」を使うとか、柱は三寸五分以下ではないとか、瓦葺を行わなければならないというような規定をいたすのであります。細かいところまで指示をし制約をしようというのでは毛頭ありません。

○田中一君 もう一点伺いますが、この設計の、基準設計というものを示すのでござりますが、それは各地方の公共団体が任意なものを持つて来てそれを認証するんですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 只今までの状況は基準設計書を交付しておきま

す。それでなお地方別に特殊な状況がありましたらそれを加味した実施設計書を持つて来るわけでありま

す。持つて来たものに対して認証を與えて工事を施行するということわけでありま

す。○田中一君 第五条の団地計画の場合ですが、無論まあ五十戸以上ときめ

たのは、そのほうが一般に殊に集団的な共同施設をするのに便利であるといふふうになりますものと考えま

す。これに附随する土木工事ですね、こういうものは貸出交付の補助の対象になるんですか、ならぬのですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。勿論一戸建でありまして

も、敷地の造成というものの對しては補助の対象になるのでありますから、

団地とすれば、その場合特別な施設をする、上下水道とかいふ問題は別といたしまして、当然必要であるだけの土木工

事施設の施行の費用は貸出金の対象になるわけでありま

す。家賃のきめ方を伺つておるんですが。

○衆議院議員(田中角榮君) これは御承知のごとく今までの公営住宅のよう

に、二十年何年のものは基準が幾らということをきめなければならぬ、こうい

う統一したものの家賃のきめ方は必ずかしいわけでありま

すが、實際本法の規定するものは、地方々々において建

築費も違いますし、環境も違いますので、そういうものを現在のものよりも

漸新的に改善をして行くというために地方議會に任じたわけでありま

す。○田中一君 これ住宅局長に伺いますが、事實そういう想定の下に、提案

者の御希望の下に提出されてお

り、又従来建設したところの住宅も、すべて団地計画ですね。すべてそういう基準

で、金のかかつた団地住宅には家賃が

高い、そうでない場合には安い、いわゆる便利の場所にできた場合には家賃

が安いということになるんですね。不便なところは土地の造成費、そういう

ものがかかるから高くなるんです。こ

ういう点についてそれが正しいものか、正しくないものか。

○政府委員(伊東五郎君) 家賃のきめ方は、この法で行きますと、大体地方

の条例で定めるわけでありま

す。こゝで規定しておりますことは、共同施

設などは家賃には含まないようになつております。それから今お話の非常に

便利なところが安くなつて、下便なところが却つて土地の造成費が嵩むから

実費計算で高くなるんじゃないかとい

う点では、これはどの地方もブルジョアでやつてお

りまして、そうして便利

なところは高く不便なところは安く、こ

ういうふうに行つてゐるようござ

います。それが適当だと思つてお

ります。○田中一君 それから第六條の公営住宅建設三

カ年計画、これはなぜ三カ年計画としたか、住宅をたくさん造ると

いう建設の意味の建設三カ年計画か、施行するの

に或いは三年もかかる、一つの工事に、団地工事に三年もかかる

三

のようですが、住宅局長は今まで終戦後ずつと住宅施策をやつて来られたにもかかわらず、三カ年で承服したという事の考え方を一つ伺いたいと思ふ。

○政府委員(伊東五郎君) 私ども三カ年で住宅難が悉く解決するとは思つておりませんが、田中委員のお話のようにそう五年先、十年先というものの見通しも困難でありますので、この法案のように一応三カ年、そして三カ年計画というの一回切りでありませんので、大体第二次、第三次と継続してやられるように読めると思ひますので、私どもとしてもこれは非常に結構だと思つております。

○田中一君 そうしますと、第六條の六「昭和二十七年以降毎年度」というのは、三カ年を過ぎて毎年度という意味ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。昭和二十七年、八年、九年の三カ年を第一期三カ年計画といたしておきます。なお三十、三十一、三十二年を第二期三カ年計画として続いて行くわけでありませう。

○田中一君 その次の三カ年計画のことはこの法律にはないわけですね。

○政府委員(伊東五郎君) 毎三カ年を各一期としてありますので、これから三カ年、三カ年で区切つて参るわけでありませう。なおこの三カ年というものは、あとの条文をお読みになるとおわかりになる通り政府が技術的な基本線を出すとか、それから建築費の算定を行ふとか、坪単価の基準、家賃の変更を行ふとかというような基準を示します場合、三カ年くらいの見通しはつくのであります。

つかない。だから第二次三カ年の初年度において又新しい観点において再検討を行うことが至当ではないかというふうに考えたわけでありませう。

○田中一君 第七條三の「建設大臣の定める標準建設費」というのは、現在建設費並びに住宅局ではどのように考へていらつしやるのか、お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) これは十七年度からの三カ年計画を實際に立案いたします場合に研究して見たのであります。いろいろ構造も違ひますし、そのときの時価できめたいと思つております。

なお御参考のために現在の程度のものを申上げますと、鉄筋コンクリートのでありますと、一戸について申上げますが、十四坪のものが地代とかいろいろ含めまして六十五万五千円ほどになります。木造でありますと、十坪のもので二十二万二千円ほどになります。要するに平均的にその地方々々の時価で計算したいと思つております。

○田中一君 そうすると全国的な何といひますか、建築費材料なり料金なりの調査をして、それを建設大臣がきめるのですか、それとも各地方庁に任せてやつて行くのですか、ここには事業主体がきめると書いてありますが、これはどう。

○政府委員(伊東五郎君) 實際請負をいたしますときの予定価格というものは、その事業主体がきめるわけですが、国としてはその地方々々に対して補助を出します場合に、その基準になる単価をきめねばなりませんので、それは建設費できめるつもりであります。

○田中一君 私が今質問したのは、建設費が定める基準になる建設費を同つたのですが、若しそれが出たものがあつたらば一つ委員会のほうに渡して頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは大体建設費で造つておきますのが、木造が坪二万円、鉄筋コンクリートの建物が昨年度は一万四千円から三万六千七千円でしたが、今年度は四万円になったのであります。大体住宅金融公庫で造るのもそれと同じものであります。住宅金融公庫は坪一万二千円、それが二万五千円程度まで上つた。物価の変動によつて違ひのあります。大体物価に価格指数もありませんし、その年度におけるところの標準を木造において、A型において坪二万円、B型において二万二千円、C型において二万五千円とかというところは十分算定できるのであります。現在までの公営住宅も坪二万円、鉄筋コンクリートで三万四千円というような標準価格を規定しております。これが二分の一を補助しておつたわけでありまして、地方公共団体はそれより以上の費用をかけてやつておるところもありませんし、その額一ぱいでやつておるところもありませんから、これを下廻るといふような場合は特に安い資材が入手できるような場合で、實際施行の上におきましては、地方庁の負担が減るだけでありまして、大体品物は同じものでできておるようであります。

○田中一君 今提案者に同つたのです。その住宅金融公庫と同じ形のものを第一種の場合に、あなたがおつしやつた木造二万円というものは、同じものができるといふわけですか。それとも

或いは住宅金融公庫の資金貸出の住宅が、今度は何か貸出金が値上げになつて、値上げといひますか、余分に貸すことになる、その基準はどうなるのですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。住宅金融公庫は、これは一つの営利事業と同様のものであります。が、採算のとれる事業であります。そのために公営住宅よりも多少いいものをつ造つております。勿論金融機関が中に介在しておりますので、その責任も明確にしなければならぬということ、もう一つは回収を的確に行ふということでありませう。公営住宅よりも二割がた良質の建物を要求しております。と同時に住宅金融公庫は貸家ではありませんので、その家全部が自分の家でありませう。頭金は自分で出すのでありますから、大体住宅金融公庫法上の坪二万円ということ規定しておる場合、貸出金額はその枠でもつて借りるのであります。實際はそれよりも三割乃至四割高費をかけて、よい建物が建つておるような状態でありませう。

○田中一君 もう一つ、この六條の六で以てもう一遍伺ひたいのですが、国会では三カ年計画といふものの承認を求めることなんですが、予算上のことを求めるものか、或いは内閣がその承認を求めるということ、現在までの話合ひの程度で、そうしたもの明確にお示し願ひませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。公営住宅建設三カ年計画の計画書の決定を国会の承認を求めるわけでありませう。求めたものに対しては、實際はこの第六項の「昭和二十七年

度以降毎年度」の次に、「国の財政の許す範囲内において」という字句がございますが、原案はこれとはつていたものであります。国会が承認した場合、政府はこれが予算措置を講じなければならぬと、こう規定したのであります。が、この場合實際政府の予算編成権を侵害したり、いわゆるこの種の法案で以てこういうものをするのが適当であるかどうかといふことは、實際の予算編成上の問題とからみ合せて考えるときに無理があるといふので、国の財政の許す範囲内によると、而も財政事情といふことを十分見通しをつけて三カ年計画を作るのでありますから、勿論権限のある国会の承認を経たものにつぎましては、多少の無理があつても、政府はその年度の予算にこれを計上するであらうといふ良識に訴へたのであります。

○田中一君 特にこれを挙げたのは、従来も住宅局においては年々住宅予算をとりましてやつて行つておるわけですが、これはあなたの言われるのは、三カ年計画そのものを承認するのか、予算をたくさん分取りたいのか、目的は何ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) ざつとばらんに言へば、予算をたくさんもらいたいといふこともあります。であります。が、そういうさもない考え方だけでは、これを規定したわけではございませう。年度々々に予算をとりますので、勿論現在の状況において、昭和二十七年、二十八年、二十九年の第一次三カ年計画において、現在よりもだんだんと住宅に対する補助費が減つて行くといふようなことは考えられませう。考えられませんが、経済情勢も変

動しておりますし、或いは社会情勢の
変動によりまして、予算項目の中に住
宅建設よりもウエイトの強いものが
出て来るという場合がございます。そ
ういう場合は結局高度の社会性を帯び
たものは削られてしまうのが日本の官
僚予算といえますか、予算編成の常道
であります。その意味においては国会
が承認したものに對しては少くとも
權威があるものであります。場合によ
つて、法律においては国の財政の許す
範囲においてというものは枕言葉であ
つて、實際は国会が承認をした計画
案に對する実施の費用は当然政府が
これを計上すべきということも、本
法律成立後は政府に對して言ひ得る
と思ひますし、なおこれを言わなく
ても、政府も当然国会尊重の建前
からこの予算の計上を図るであ
るう、こういう考へてゐるわけであ
ります。ただこの法律の規定の字句
の上から申しますと、計画案の承認
でありまして、これが国会の議決によ
つて政府に對して予算の編成を強制
する意味は持つておりませ

ん。
○赤木正雄君 これに関連して一つ
伺ひたい。三カ年計画でありま
すから、その三カ年を一期として計
上するようでありまして、先ず三カ
年である以上は、大体第一期の三カ
年にはどれだけの家を建てるか、こ
ういふ計画をお持ちのことと思ひま
す。それはわかつてゐるのですか。
○衆議院議員(田中角榮君) 勿論第一
期三カ年計画に對しては、昭和二十
七年度に何戸、二十八年度に何戸、
二十九年度に何戸というように考へ
ております。現在までの状態から申
上げますと、御参考までに申上げま

す、御参考までに申上げま
す。

昭和二十年度におきまして概数だけ申
上げますが、八万一千戸、二十一年度
において四万七千戸、二十二年度四
万一千戸、二十三年度三万九千戸、二
十四年度二万六千戸、二十五年二万七
千戸、こういふふうな状況が続いてお
ります。二十六年は増え続けてお
ります。少くとも二十三年度から四年、五
年、六年と増えているのであります。
この上昇線はどうしても辿りたい。な
おこの点に對してはもう少しこの程度
上げて行きたいということを考へてお
ります。なおちよつとお断り申上げま
すが、二十四年度、二十五年が二十二
年度一年度に比べてうんと減つてい
るのではないかと云ふような案もあり
ますが、これは建築費の高い不燃建
築物を造つておられるので、戸数にお
いては幾分か減つてゐる分もありま
す。予算的に見れば減つてお
りませんといふことを附加して置
きます。
○赤木正雄君 二十七年からの最初
の三カ年はどれほどお作りになる御
予定ですか。そこまで考へになつてお
りませんか。

○政府委員(伊東五郎君) これは結局
三カ年だけでは結論が出ないと思ひ
ます。もう少し先まで見通しまして、現
在の不足数を、十年十五年といふこと
になると思ひますが、公営住宅金融公
庫の貸付による融資住宅といふものを
総合しまして、いわゆる基本的な対策
を政府として頭へ入れてお
いて、その中の公営住宅の三カ年計画、
こういふことで政府として立案
をいたしたいと思つておりますが、そ
れにつきましてはまだ建設省の中にも
住宅対策審議会といふものもございま
すし、そういう機関を通じてよく検討

いたしまして実施したいと考へて
おります。

○赤木正雄君 今お話の通りに三カ年
の計画と申しましても財政的都合で
どうなるかわからない。それならば財
政的計画がなくては三カ年計画も本
当のペーパー・プランになりまして意
味がない。そういうことになりま
す。これは計画は三カ年の継続計画で
も、財政は継続的の予算は計上されま
せん。そういう観点から見る毎年々々
一期となつたほうがよいのじやあり
ませんか。實際問題としてそのとき
の情勢に應じて或いはたくさん作る。国
家財政が豊かになつたらたくさん作
る、そのほうが實際に適しませんか。
○衆議院議員(田中角榮君) 現実に赤
木先生の御発言は非常に御尤もなこ
とがあることを認めます。併し私
たちはここに一つの政治的な感
覚を組つたのでございませう。それは三
百萬戸の戸数もないところの不足住宅
に對しては、一年に二萬戸や三萬戸作
つて行つても我々の家はいつできるか
といふ心で國民大衆にあるわけであ
ります。勿論現在住宅対策が大きく考
えられなければならぬといふ立場から
考へますと、少くとも国会の承認を得
た三カ年計画に對しては、政府もこれ
が重要な性と權威を考へまして、少
くとも政府が独自で組むところの予
算と違ひまして、予算を大幅に計上す
るであらうといふことは常識的に考
えられるわけでありませう。同時に三
カ年計画、即ち第一年度の昭和二十
七年度に何戸、二十八年度に何戸、
二十九年度に何戸というところから、
立案されて国会の承認を得、而も現
實的の可能性を多く持つて國民の前
に提示せられる

ときには、住宅難に悩む國民に明るい
希望を與えるといふことが考へられ
ます。これが一つの目的であります。
もう一つは、今まで敷地造成、敷地の
取得といふ問題に對して非常に隘路
がありました。年度に對しては勿論、本
年度は三月三十一日に予算が上つて
おりますので、四月、五月に起案して
七月、八月に予算が組めるのであり
ます。前には七月、八月頃まで暫定
予算を組んだようなときもありませ
う。こういふような場合には、實際計
画に発注しなければならぬ。実施計
画、実施予算がきまらない場合には、
敷地に對しても手が出せないといふ
こととありますので、現実にはその
年度の事業年度内にでき上らないとい
ふことがあるわけでありませう。そう
して全くなげ棒をつかまえて繩をな
うといふやうな恰好で、比較的早く、
安く、安直に入るものといふので、排
水、衛生その他全然考へないで田圃
の中や堤防敷地内に建物を作るとい
ふやうな公営住宅がたふさんあつた
のであります。少くとも文化的に健康
な生活を営めるといふ表題を掲げると
ころの公営住宅の建設に對しては、
先ず第一次に敷地の造成、取得に對
して全力を挙げなさい、やならぬとい
ふことに對しては、予算は財政法によ
りまして御承知のやうに年度々々に組
んでおられますが、継続事業の中の一
つとして敷地の購入費を充てるので
はなく、その年度内に消費するものは
、計画案は別でありまして、予算執行
面と計画というものを厳密にこら
うだといふことを考へないならぬ
ので、いわゆる三カ年計画といふも
のが実施せられるといふことによつ

て、それを目標にして適當なる敷地
があつた場合、これが取得も第一年度、
第二年度に行なつて行きたい。
その場合第一年度の二十七年より二十
八年はより効率的に作られるでありま
しうし、二十九年は二十八年度より
もより効率的に住宅が建設せられる
であらうといふ目的のために本案を
規定したわけでありませう。
○赤木正雄君 今御説明の通りに仮に
二十七年には百萬、二十八年度には
二百萬、二十九年度には三百萬、そ
ういふやうな計画を仮に作つたとい
つて、成るほど國民はそれで非常
に喜びを感じるでございませう。併
しその逆に若しもういふやうなこ
とを国会で言つていながら、國家財政
の關係からして二十七年には百萬、
二十八年度には五十萬しかできない、
二十九年度は三十萬しかできないとい
ふと、まづ我々が國民の信用をなく
すると、こういふことにもなります
から、やはり着實な観点からして一年
の計画のほうに國民に對してむしろ安
心ではないか、或いは国会として、あ
なたの御提案のやうに非常に土地の
關係なんかあります。併し國民に信用
を得るといふことが、國民に安心感
を與へさせることが、これは實際物を
與へてこそ我々の本當の使命なので
、そんな空な、できるとかできぬこと
は結局予算ですからして、予算の伴
わぬやうなプランを作りましては却
つてよくないのではないでございま
せんか。
○衆議院議員(田中角榮君) 一応の理
論だと思ひますが、現実の問題として
考へますと、衆参両院が議決をした
法案であつて、而もこの法案によつ
て作られる三カ年計画といふ問題は、

が、併し見込がなければいけません。復旧の費用も取れんと思うのですが、大体見当が、はつきり補助しなければならぬと規定してあるのですから、一応の統計的な見通し、これがなければこういふことは書けないはずだと思ふのです。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。只今内訳を申し上げればよかつたのでありますが、二十一年に千二百戸、二十二年において三千戸、二十三年度において六千戸、二十四年度において八百戸、二十五年において約四千五百戸、合計一万五千四百戸でありまして、これが五カ年の平均は三千戸であります。三千戸に対して坪単価を掛けて行きますと、この程度のものは当然出し得るということを考えておるわけであります。なおこの法律には三分の二を補助しなければならぬというのでありますから、政府は予算的措置を講じなければならぬわけであります。それから戸数の三割というのはどういふことかといいますと、大体三割くらいが応急的に疲弊したところの地方財政及び被災者に對して、必死に要なのであります。大体通例といたしましてはあとの七割程度は自費で行われておりますので、それで限度度を三割と規定したわけであります。

○田中一君 異常な天然現象といふのは何ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。地震、暴風雨、洪水、高潮等を書きましたが、このほかにも災害がたくさんあるわけであります。地亡りとか、それから陥没とか、それから龍巻とか、いろいろな天然災害があるわけであります。そういうものを一

一規定するのがむずかしいので、その他の異常な天然現象と、こう書いてあります。

○田中一君 戸数が被災地全域で五百戸以上の住宅が散在している地送りな人というものは、ちよつと想像つかんのですかね。何か別に考え方があつて書いたのではないですか。又その程度のものであるならば、もう少しはつきり明示したほうがいいのではないですか。あなたのおつしやるように地送りとか陥没とかということがあるのだから。

○衆議院議員(田中角榮君) これは田中さんは爆撃などの場合じゃないかというのをきつとお考えになるかも知れませんが、そういうことを規定しておるのではありません。地震、暴風雨、高潮という、いわゆる異常な天然現象によります災害であります。災害の定義というものがびしつとしておれば、こういうふうな地震、暴風雨等を書かないでいいのでございますが、災害の定義は現在の法律でははつきりしておりません。だからこそ類焼によるところの火災も災害だという論が両院の議員間において非常に問題になつたことがありまして、今までは火災に対しては全然補助の対象にはならなかつたのが、特別な事例によつて熱海その他が対象になつておるような状態があります。実際これは地震、暴風雨、洪水、高潮、地送り、地盤沈下と書いても全部書けないので、やはり最後にその他異常なと書かなければならないのでありまして、結局そういうものを書くよりも、大まかなものを二三挙げて、その他という中に残余のものを全部含めると、こういうのであります。

○赤木正雄君 この中にやはり火災がなっていますが、火災も御承知の通り漏電なんかがこれは不可抗力といえは不可抗力であります。そういうものは止むを得ないといひまして、特に放火とか何とかで焼けた場合ですね、それまでこれに入るのである。

○衆議院議員(田中角榮君) 入りません。火災の場合は火災保険がありますので、放火をされたからといって、どうもこれは非常にむずかしいのであります。現在国庫補助を行なつておらないというのが大體の原則でありまして、火災は火災保険があるのでありますから、これをこの中に含んでおりません。

○赤木正雄君 それならば結構です。放火なんかをやつて、これに加つてはとんでもないことだと思ふのです。○衆議院議員(田中角榮君) 放火の場合一戸という対象でお答えしたのであります。放火の場合でも火災は火災でありますので、火災が二百戸以上に跨つた場合、若しくは一市町村の全戸数の一割を燃した場合はこの対象になるわけでありまして。

○赤木正雄君 わかりましたが、やはり今日日本では火災で毎年々々多数の家が焼けますから、仮に先ほど申しました通りに、自然火災、不可抗力の火災、これは止むを得ないといひまして、今申す原因の悪いことによつて起つた火災、これに対しては、單にその家が焼けたのみならず、今後の火災をなくする方法といひまして、やはり相当の条項をこれに加えたほうがよくないのでしようか。それはお互いに單に自分の家のみならず、自分の村、自

分の町を守る、そういう観点からも一応入れたほうが私は今後の火災を防ぐという意味からも十分だと思ひます。が、如何でしょうか。

○衆議院議員(田中角榮君) 御尤もな御議論であります。火災に対して国庫補助を行うことが又別なる補助の施策をとるといふことは、これは一つこの法案とは別に火災というのに対してなんとか別な法案を作ることが至当であつて、この法案の中に入れるということとはちよつと行き過ぎではないかと考えるわけでありまして。

○赤木正雄君 私はそういうふうには合理的な原因によつて起つたものを補助の対象にしない、しないで、それはお互いにその町村の人、地方の人全体に、そういうことがあつても補助になりませんぞという日頃の觀念をよく養つて置く、そういう意味なんです。○衆議院議員(田中角榮君) それは確かにそういうのであります。實際に於いて失火であり放火であるとを問はず、いわゆる一つの火災が二百戸以上になつたとか、一町村の中で一万以上も燃えた場合は、社会的な住宅行政の面から災害の復旧に対して何とかしなければならぬ、こういう観点に立つてこの条文を規定したのであります。こういうことをやりましたために、火災は幾らやつても国からも受けるのだから、少し燃えるよりも却つて二百戸以上になつたほうがいいといふふうになられたら、これは私も心外なのであります。私たちの考では、いわゆる住宅行政上こういうものに対しては枠を拡げて行かなければならぬという観点から規定したわけでありまして。

○委員長(小林英三君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。
○田中一君 今の天然現象、これは海岸侵蝕というのですか、ああいうものも無論含まれるのです。兵庫縣なんか相当あるのです。海岸がだん／＼減つて行くのが、それは天然現象ですね。

○衆議院議員(田中角榮君) 勿論海岸侵蝕は全国的な現状であります。侵蝕のために建物が崩壊をしたというような場合は含まれるわけでありまして。

○田中一君 第九条の2の「建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の交付を決定し」とある。この適当と認めるというのは、一応建設省から基準を示しておいて、その基準に合格したという意味ですか。それとも先般の地方選挙のように、社会党の知事ができればもう平衡交付金はやらんぞというふうな、伝家の宝刀の意味を以て、党略的に使う意味で以てこれは書いてあるのですか。それとも一応の基準を示してあるのならば、それに合格すると、あとは初めにありましたように、国の予算の限度とありましたね、そういうふうに規定してあれば、一応の基準が定まれば確定権といふものは要らないのじやないかと思ふのです。

合格しておるものは当然認可をいたすわけでありまして、地方選挙に云々と言われまして、こういうことは自由党議員だけの提案ではありませんが、共産党を除く各党議員の提案の法案でありますので、いずれか政府を取ることに同意図しておりませんことをここに明言申し上げます。

○田中一君 平衡交付金も地方財政のために欠くべからざる制度であるのであります。これを党利党略に使つてゐるのが今の自由党の現状なんです。これを何とかもつと適当な言葉に改める方法はないものでしょうか。

○衆議院議員(田中角榮君) 適当と認めるというのは、適当なものにするといふのは、一人で以てやつちやいけなからといって、審議会を作つたり委員会を作つたりといふのですが、その審議会、委員会のメンバーも又自由党色ではないかと、こゝ言われるとどうにもならないので、これこそ国会に行政監察委員会もありますので、そのように不当な措置をとらせまいといふことと、自由党の大臣は特に建設大臣はそういうことをやつておりませんから、一つ御了承願ひます。

○田中一君 提案者がそういうことはいとおつしやれば結構です。それから第十条の、一応地方公共団体から規格に合つたものを持つて来る、これだけのものを作りたいと言つて来た場合に、それに対していわゆる建設大臣が適当と認めまして一応の枠を渡すという場合、その公共団体が測らざる財政上の問題から、それが実施が困難だといふ場合には、従来それを返還しております。そういう場合に

はこれらはどういうことになるのですか、その扱いは方。

○衆議院議員(田中角榮君) 大体は国の補助の予算が少いのでありまして、国が割当する額よりも地方から要求して来る額のほうが多いようでありまして併しときたま町村施工の工事等によりましては、負担金が時間的に間に合わないために本年度は返納いたして来年度に倍額もらいたいというようなことがありますが、この場合やはり国が事業主体としてやるのではなく、国は一定の補助率を以て補助をするのでありますから、その市町村が工事を行なうという場合は、補助金でありますので、返還を命じて、補助をもらえなければ地元負担を行なつて地方公共団体で行えるという可能な府県地方公共団体に廻すという現行の措置で行く以外にないものであります。

○田中一君 私先般宮崎県に参りましたが、延岡市は相当戸数がそのまゝになつております。またその予算を握つておる。そうして四月に参つたのですが、もう到底初めの予算ではできません。それは、それを半分にしようと思つておるわけですが、そういう事例があります。

それから返還したことについては、東京都が六百七十何戸でしたか、返還しました。京都市が二、三百戸返還したことを承知しております。こういうことは三カ年計画を以てやる場合、次年度に廻すということが今の予算の編成上できないとすれば、罰則を設けてもいいと思つておる。そうして二月頃或いは三月頃になつて、できんから返して来る。そうすると住宅局長非常に

困るだらうと思つておる。こういう場合には何かそれに制裁する、制裁して家が建たなければ又国民が困るのですけれども、何かこれに対する方法をとらないと、今のところは物価も一応安定しているような姿に見えておりますけれども、併し又日本がするのじやない、外国が又どんな真似を始めて、又その煽りを日本が食う、こういうことはもう昨年の朝鮮事変以来我々は身を以てまざ／＼と体験いたしておるのであります。それだからといつて、そうした莫大な金額を東京都で、たしか私の記憶違いでなければ六百だか七百だかのものを返した。こういうことに対して金を返せばいいのだ、併し金を返すと建設省はその金をもらひまして又処置のしようがない。その金を建設省が勇敢にそれを大蔵省に返してくれればいいが、これを返さずして、何かあつちこつち探して歩いて無理なおつつけをしていく現状です。こういう点について、これを規正するような方法をとる意思があるかないか。

○衆議院議員(田中角榮君) 御質問にお答えします。そういう場合に対して懲罰規定を設けるということはちよつと考へ得るのではありませんが、事実規定をすることはちよつとむづかしいと思ひます。地方民が大体において公営住宅を造らなければならぬ、こういうことは相当熾烈に考へておるわけでありまして、その燃え上る熱意に対して国が補助をし、公営住宅の建設に拍車をかけた、こういうのでありますので、実際にいってできないかつたから処罰をするということは、ちよつと補助という面から考へて少し行き過ぎではないかと考へます。併し実際の制裁

は行なつております。これはなぜかと申しますと、今年度返還したものに對しては来年度国庫補助を減してあります。東京都から六百戸の返還があつた場合、国のほうでは、どうせこれだけ要求をして、これだけ補助をして、昨年度の実績が悪くてできないだらうから、今年度は二割減しかやらない、こういうことを建設省は考へておりますし、建設委員会も現実にそういうことを要求しております。なおこの制裁を行なうけれども、監督官庁が適当な措置をとれば十分これはできるものであります。私たちの立場からいいますと、地方庁の工事が行ななかつたというの、地方庁だけが悪いのではなく、建設省の監督も一部において悪いことを認めなければならぬということ、もう一つは国会が予算を早く出さなかつたということもこれは認めなければならぬというの、大体その年度におけるところの計画とか、実施予算を組んで工事の施行に着手するのが十月か十一月になつてしまふのです。これは日本の官庁は皆そうなんです。どういふことかと申しますと、地方庁に補助をしてやる場合には、その補助の額を決定して地方議会がその予算を組む、こういうのでありますから時間的に物凄くずれがある。こういうことをやつておりますので、国庫補助の工事というものは全面的に遅れております。これはその意味において私たちが三月年度をとらないで、年度、いわゆる一月から十二月でない場合……、雪の多い東北、北海道地方では雪が降つてから年度の工事をやらなければならぬということがありまして、これは三月三十一日までその年度の予算を組

んで、実施計画を五月三十一日までに本省に提示して、本省はこれを許可しなければならぬ。そして工事は六月一日にははからなければならぬ。こうすればはつきりするのです。ところが予算をやり放しにしておきまして、実際にそういう措置はとつておらんのです。だから三月三十一日になつてもまだできない。東京都におきましては昭和二十五年度の公営住宅が現在まだ六割しかできておりません。実際かかるのは今年の九月くらいになりまして、そのために返還をいたしますと、去年のようなことを又繰返すと、来年度予算は建設省からもらえない。東京都では八千万円か一億円の見舞金を企図いたしまして、国庫補助の工事に対しては幾らか見舞を出すから、請負人は損を覚悟でやつてくれと、各工事を促して進めておるのであります。これは建設省の処置を得ればかかることはなないと思つております。

○田中一君 併し二十五年度においては京都並びに東京、大阪は返還しておるのです。これを申請して許可のとなつたものに対しては建たなければならぬという制裁が欲しいのじやないかと申すのです。

○衆議院議員(田中角榮君) これは実際鉄筋コンクリートの家を建てるにいたしましても、戦災都市が中心になりまして、そういう戦災都市というものはやはり疲弊しておりますし、どうしても金の余裕がないわけですが、而も都市というものの政治事情というものは非常に混沌としておる。まさに各党並立のような状態でありまして、これが追加予算の編成に対しては、全く地方議会の党利党略といひますか、こうい

う問題が随所に見受けられるために、實際放棄しなければならぬというような場合が多く認められるのであります。が、實際大都市を除くところで返還して来たというふうな事例はないようでありまして、だから建設省の割当の、今まで六カ年に亘るところの割当の実績に鑑みまして、もうすぐで的確なデータが出ておるはずでありますから、完全になし得るという見通しを付けた上に、その見通しによつて割当をするということになればこの問題は解決するのであつて、いわゆる住宅をたくさん造つてやろうというような恩典的な法律を作りながら、ごまかしなら制裁を加えるぞというようなことまでごつく考へたくない、こういうふうな立案者としては上品に考へております。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記始めて。○田中一君 家賃の決定の項ですが、十二条ですが、家賃算定の基準ですね、これを一応建設省がどういふ形で行くか、いわゆる常識的にいつて投資ですね、投資に対する償却年数……、鉄筋の場合は幾ら、何の場合は幾らという一応の基準はあると思つておるのですが、これが家賃算定の基準になると思つておるのですが、一応建設省の持つておる案をお示し願ひたいと思つておる。

○政府委員(伊東五郎君) 家賃は、国庫補助を差引きまして建設省が半額を支拂うといひまして、木造でありますと二十年、鉄筋コンクリート或いはコンクリート・ブロックの場合は五十年、それから利率は六分、大体起債に

よりまして借入れます金がそういう程度のものでありますから、そうして起債をいたしまして、ここに書いてありますように修繕費をそれに加えるわけです。

○田中一君 三項のこの家賃の減免の条件といふは、どのくらいに家賃を減額するか、これは先ほども厚生委員会並びに在外同胞引揚委員会のかたがたの言われた通り第三種、或いは第四種、或いは住宅になるわけなんです、これはどういふ基準をお考えになつておられるのですか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。減額するといふのは、これはみんな減免して行つたのでは大變なものであります、いわゆる低額所得者を入れるといふことでありまして、実際に事情を調査した場合に、全然家賃を拂う能力がないとかいふ場合は、今まではこういう者を減免することができなかつたのであります、今度租税の問題で新しく法律が改正されたやうであります、いわゆる特殊な事情、生活環境等を十分に個人的に審査をしまして、個々別々に審査をいたしまして、その結果当然徴収することができないと、支拂の能力がない、ないといふよりも場合によつては要保護者として生活保護費を出してやらなければいかんといふ人があるわけでありまして、そのような場合適切妥当と認めた場合に對しては減免をすることができると、こういうふうな除外例の規定のために減免を設けました。

○田中一君 第二十二條の公営住宅の明渡の条文中に「第二の「家賃を三カ月以上滞納したとき」と、これは特別の事情のある場合といふことに当はまる可能性が多分にあるのじやないかと思ふのです。例えば四月目には金が入る、或いは四月半、五月目には金が入るのだ、併しながら三月はどうか、三月は滞納になるのじやと、これは特別の事情じやないかと思ふのです。これはいわゆる減免より何といふのか、延期ですね。こういうものを考えますと、この二十二條に關連して、家賃を三カ月以上滞納したときといふのが不法なように考えられるのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 大体これは先ほども厚生委員会からの御質問もありましたが、大体借家法によりまして六カ月であります。六カ月は、家賃を正規に納めておつても、家主が独自の見解において明渡を請求する期間は六カ月であります。この場合は家賃を滞納すること三カ月に及ぶ、いわゆる二分の一に抑えたわけでありまして、三カ月といふのも現実に四カ月、五カ月、六カ月といふことになるのであります、六カ月は、實際は非常に困窮者が入つておる、低額所得者が入つておるといふので、三カ月と規定をいたしまして、五カ月六カ月になるといふことが想像できるわけでありまして、ただこういうものは一つの罰則規定ともいふ性格を持つものであります、常識的に考えてプラスの人間はこういうことではないのであります、不正の行為によつて入居をしておる人や、特に六カ月はいいのじやないか、これを考へて、あと三カ月はいいのじやないか、三カ月と規定したのであります、三カ月と規定したのであります、實際どうにもならないといふ入居者であつた場合には、場合によつては減免もする

○田中一君 国民の税金でやるものであります、悪家主の例にならんように運営をうまくやつてもらうようにして……、修正もどうも不可能らしいから何も申しません。併しながら第十三條の敷金の徴収、これは一体どういふことなんですか。敷金をこうした公共性あるものに取ると、無論いわけ公共家主が大体三ヶ月ぐらゐの敷金を取るのじやない、三月の敷金を取つて、その上に相殺するといふことになつておりますが、どうもこれは昔の悪家主と似たやうな性格を持つてゐるので、敷金といふものを一応考へられるかどうか。もう一つはこの敷金です、恐らくこの敷金は管理者が自分のうちの金庫へ現金をしまつて置いてゐるものじやないと思ふのです。そうすると無論防犯といふか、盗まれちゃ困るから銀行に預金すると思ふのです。その場合に銀行に預金する敷金が、これは利子は要らんといつても、銀行は利子をつけてくれるのです。この利

子はどういふことになるのか、この条文には一つもないのですが、この利子を、不當なる収入をその公共団体が得ることになるのです。こういう点は、これは今日の情勢、今あなたが日本人はどうも悪い癖があるとおしやるけれども、私はどうもこの事業主体も人の金を預かつて利子もやらん、自分でそれを流用したり、或いは銀行へ預けて利子を稼ぐといふことは絶対初めから私は反対したいのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 敷金を取るといふのは、これはただ単に悪家主だといふので以て取るといふことは全然ない、これは社会通念上又もう一つは今までの例がずつと、ただ家主は……、良識ある、国家が補助をし、地方公共団体が高度の社会施設として投資をしたものでありまして、悪家主のやうなことになることは絶対にないのであります。

それでは勿論これは敷金に対しては高率なものを取るといふのではなくて、常識的な前例として取るだけでありまして、現在のように六疊一間五万円とか八万円とかいふのではない。三カ月のものといふことになると、木造八坪にして月六千円とすると千八百円であるから、少くともこの程度のものをやはり敷金は取るほうが常識ではないかと思ひます。

もう一つは金額国庫補助といふものはなくて、いわゆる恩典的なものではないといふのでありまして、これは一入居者のプライドといふことを考へても、その程度のものを納めて私は当然の権利として入つておるのだといふ国民的矜持を持つてもらいたいといふ希望を持つておるわけでありまして、

○田中一君 私はこの点だけは一步も譲らんつもりであります。曾つての東京府の事情を聞くと、東京都のこれは金庫にそのまゝ保管してゐるというやうな答弁でありましたが、併し、私はこれは東京都の財政を調べる権能を持たないで詳しく調べていませうが、聞くところによりますと、これを流用

もう一つは低額所得者を入居せしめるのでその条件に對してもやはりむづかしいわけでありまして。ただ若し金額回収不能になつてもいいといふことは考えられないので、住宅金融公庫の貸付金のように嚴密なる回収を図らなくちゃならないといふだけで、一つの營利ではないが少くとも只ではないといふことであるから、これが入居者の選定等に対してもやはり三カ月ぐらゐの……、二カ月乃至三カ月、現在公営住宅の行なつておるところの額を超えない、でき得ればそれよりも低額の敷金を取るといふことが妥當ではないか、こういうふうにお考えをいたします。

なお利子の問題はこれは普通の今の保証金のようなものを長く返さないといふのではなく、全くの双務契約でありまして、金を預かる代りに非常に安く、国の補助ももらひ、公共事業として公共団体が税金を以て賄つた金を出して住宅を提供してゐるのでありますから、勿論両方が權利と義務を併立して持つておるのでありますから、この程度のものを取ることは私は不合理ではないと思ひます。而も銀行に預託した場合利子が当然つくのでありますから、これは地方財政の建前からいつても些細なる利子を地方庁に雑収入として入れてもいいのではないか、こう考へております。

○田中一君 私はこの点だけは一步も譲らんつもりであります。曾つての東京府の事情を聞くと、東京都のこれは金庫にそのまゝ保管してゐるというやうな答弁でありましたが、併し、私はこれは東京都の財政を調べる権能を持たないで詳しく調べていませうが、聞くところによりますと、これを流用

されておる。約七百万円、これは東京都は敷金を預かつておる。この利子は仮に月一割にすると七千万円になる。これは今そのくらいのことはおつしやるけれども、これは大問題です。私の知つては家主も、これは無論敷金というものはちゃんと利子を天引して預金から削つて取つております。これは良風でありまして、これはもう敷金の利子をそのまま地方庁が、些細なものです、些細なものをも自分でふところに入れてしまふ。これが雑収入とか何とかわけのわからん支出に用いられるのではなからうかという疑問を持たれることは、地方行政の明朗化の面から見ても甚だ遺憾だと思ふのです。この点敷金だけは必ずその利子を付して、敷金は預けておるものなのですから、これは拂う。私の知つては家主でもみな毎月々々利子を家賃から返しております。これだけは改めて欲しいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) 田中さんの言われることも私十分納得するのであります。但しこれは普通の家主と違ひまして、営利企業でないということと、もう一つは地方庁も結局今乏しい財源の中から起債等によりまして利子を拂つてやつておりますし、この目標が大体償還期限二十年、而も家賃の算定等に対しては、他から借入れれる利息等も十分原価計算を行なつて、この法律案によるところの公営住宅を作る、高度の社会政策を行うのだという根本趣旨に反しないような厳密なる入居者の選定及び家賃の決定及び回収不能になつた場合の処置ということも考へられておりますので、一般の家主のように、この利子が些細であるからと

いうことは、私の少し言い過ぎだつたと思ひますが、これを地方庁が一応受入れてもそれほど非難せられることではないじやないか、というのはでき得れば財源さえ許すならば、現在の地方庁としてはどん／＼作りたいというのでありますから、早く、又この条文をすつと御覽になつて頂くと、或る一定の年限が経過した場合入居者がこれを買取りたいという場合は、どん／＼買取つて頂きたい、そしてその回収した金でなお新しい公営住宅をどん／＼作つて行く、そのみでなく、初めは非常に低額所得者であつたものが、その後の進歩によつて高所得者になつたという場合これを買取りたいという人にも分割しよう、こういうのでありますから、そういう金の結局行きつくところは、新しく理想に向つてどん／＼とこの種の建設を行なつて行きたいということでありまして、これが使途を明確にしておいて、このようなるものを絶対に雑収入として他に流用したりしないということを取扱規則又は政令で規定した場合、あなたの言われるようなマイナスは起らないのではないかと思ひます。

○田中一君 提案者からこの点を法律では明確にそれを規定できんから政令でそれを定めるといふお返事がはつきりとお出されたならば満足します。併し、それも地方公共団体が……えてしてこういう不明瞭な金は横に流れて行くものであります。殊に当然他人の金を預かつておる、いわゆる困窮者の、店子のお金を預かつて置いて、それに対して預かつた金に利子がついた、その利子を些細なものだから云々とおつしやる。それも訂正しましたけれども、私は些

細なものだから返してくれといふのです。さもなければこの低額家賃というもの、敷金の利子は拂わんけれども、これはそのために低額家賃になつておるのだといふことを明記して頂きたいのです。政令か何かで……。

○衆議院議員(田中角榮君) 田中さんの御質問に対してお答えいたしますが、實際返すこともいいという考えを私も持つております。併しこれは非常にたくさん入居者に対して毎月々々利子を返すということも非常に煩雜ではありますし、特にこの問題につきましては、利子は他のものに流用しないといふことを政令に規定すること、なお實際これを分譲した費用やそれから敷金の利子等は挙げて公営住宅の増設という費用に廻されるのが原則であります。なほそのような利子がある場合は、この家賃が不当のものでなく、社会情勢の変化、経済事情の変動等によつてなおかつ耐用年限が非常に過ぎたものとかいふものは、相手が相手であるだけに十分その特殊事情を審査をして、条例によつて幅を持たしてあるわけでありまして、勿論こういう収入がある場合、当然家賃がどん／＼減つて行く、低額家賃になつて行く、場合によつたならば、今三種公営住宅に我がが收容しようと思ふような人に將來貸付けて、現在二種におる人が一種に移り、一種の人が住宅金融公庫の建物に移るというようなことが非常に希望なのであります。これが詳細につきましましては政令で明確にすることを申上げて置きます。

○田中一君 提案者は法律を作つておるわけでありまして、運営は、政令を作るのは無論住宅局長がやられるのですから、住宅局長からはつきりと明言して頂きたいのです。この点は、仮にこの法律の条文によりますと、利子を拂つておるとか敷金預けつ放しといふことになつておるのです。併しながら政令で、或いは利子はその預けておる者に、預金者に交付するものだということを明記するものも方法ですし、或いはその利子は、金利は拂わん、併しながらその分は家賃として減免されておるのだといふことを明記して欲しい、この問題だけは明らかにして頂きたいと思ひます。この点の御意思はどうか、局長からお聞きしたい。

○政府委員(伊東五郎君) この法律が施行になりました場合には、建設省としましてはこの敷金の使途につきましては十分監督をいたしたいと思ひます。具体的にはこれらの管理に關することは一切地方の条例で決定することになります。その条例の基準は建設省が示すことになつております。それから、その際にこれははつきりしたかと思つております。

○田中一君 今の御説明で満足します。それからこの法律は借地借家法とどちらが先行するものですか、どちらが先に効力を持つものですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。法律は新しいほど効力があるものであります。本法が先行いたします。併し實際はこの種のいろいろの問題に対して特に借地借家法と本法というの、罰則規定やそれから回収不能になつた場合の明渡しに対しての御質問であらうと思ひますが、本法は借家法のごとくいわゆる双務契約といふことだけを対象にしてこれが紛争の解決を図る法律ではなく、困窮者及び低額所得者に対して、国は、地方公共団体は何とかして全額でも国庫補助を行ないたい。但しなか／＼全額までは行かないので、現段階においては第一種、第二種の程度において高度の社会政策を行おうということに主眼目を置いておりますので、先行する、優先するとはいひながら、いわゆる入居者にマイナスをもたらすような事項に對しましては、借家法の方が先行するとお答えしたほうが適切であらうと思ひます。

○田中一君 どうも私今の御説明は判断に苦しむのです。これは或いは提案者にこれ以上追及するものも如何かと思ひますから、追及しませんが、この点は局長が政令を作つて、そうして關係をよくお調べ願つて、少くともこの提案者がおつしやつてゐるような困窮者に住宅を供給するという主眼なんですから、少くとも居住者と入居者が不利になるような形のものになつてはならないと思ひます。こういう点は政令で十分注意して頂きたいと思ひます。

○小川久義君 質疑も相当進行しましたので、この辺で質疑を打ち切りまして、すでに修正案に対してOKをとりに行つておる事情もありますので、一応質疑は打ち切りまして、それがOKが来たときには直ちに討論採決に入るといふことにお進め願ひたいと思ひます。

○田中一君 もう一、二点お願いいたします。先ほど在外引揚委員会のかたがたから質問がありましたが、二十三条に「公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。」といふことになつております。

それから第十六条入居者の募集方法

にはこのように規定しておりますが、
一体この公営住宅監理員という者はど
こに居住してどういう職務を以て監理
するのか、その点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(田中角榮君) 集団住宅
等の場合は今までの例としましては、
その団地の中の一住宅を使用いたして、
監理ではなく管理を、円満なる管理を
行いつつやつておるわけでありませ
が、そうではなく小住宅が個々ばらば
らになつておる場合は、全然別な普通
の公務員として自宅から通勤をしなが
ら管理を行なつておるというような状
態であります。

○田中一君 今日までの補助住宅がこ
とごとく優先的に、例えば二十あるア
パート、その管理をする者が優先的に
居住しておる、これが実情です。団地
計画もその通り、然らばこの入居者の
募集方法の規定と非常に反するわけな
んです。こういう点についてこの法律
を施行するに当つて建設省はどうい
う考えを持つておるか。又いま一、二
言われたような政令に書かれてしま
うか、こういう点を若し政令に書かれ
て、一人でも多く居住させるという趣
旨に副うならば、どういう方法で以て
これを監理員がこの監理をするか、或
いは優先的に入つてはいけないとい
うことを政令できめるか、そういう点
を明確にお示し願いたいと思つてい
ます。

○政府委員(伊東五郎君) この監理員
というのは必ずしもその住宅のある場
所に住んでおらなければならぬとい
うことまで考へておりません。公務員
でありますから、単に家賃の取立てとい
うようなことだけでなしに、東京都な
ら東京都営の住宅について維持監理と

かその他いろいろ住宅をいい形に維
持して行くということに専念して行く
職員でありますので、必ずしも入居者
の選定のこととは関係ないと思つて
おります。現在御指摘のような監理者
が住宅の一部を優先的に特別の割当を
受けるというようなことをやつておる
ところもあるやうであります。た
くさん住宅があるうちの極く僅かな部分
についてはそういうことも将来とも考
えられたいと思つていますが、原則的に監理
員が僅かな住宅の一部を優先的に占め
るということとは好ましくないと考へて
おります。

○田中一君 それでは政令でそれを、
公営住宅の監理に任ずる者も第十六条
に規定する方法によつて募集しなけれ
ばならないということ政令によつて
おきめになるつもりですか、つもりで
ないですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えい
たします。これは私もそういう感覚を
持つております。事実これは建設省、
国が補助をして実際の公営住宅を作ら
せる場合は、非常にその趣旨は立派な
んですが、地方に行きますと、抽籤を
行うということをしていながら、実際
入居するのはよくも又同じところの人ば
かり当るものだと思うくらいの実情もあ
ります。こういうことは特殊な人を、
而も第一種より第二種というやうな特
定の人を入れないければならぬという
本法の精神とは逆行するわけでありま
す。そういう意味におきましては、私
たちも立法の責任者でありますので、
実際の法律が施行せられた後もなお
十分立案者として監視を怠らないわけ
でありますし、特別小地域内に優先的
にこの監理者が入るというやうなこと

は排除せられなければならないという
ことは考へております。なお建設省が
ただこういうことを政令を以て、監理
者は入つてはならないというものを規
定するわけにも行きませんし、入る場
合はその限度を明確にするということ
もなか／＼むずかしいといふので、こ
れは建設省が、いわゆる地方公共団体
が本法の精神に逆行するがごとき措置
をとらざることを、とつた場合は適当な
る処置をするというくらいな決意を表
明することによつて解決して頂きた
い。私たちもこれに対しては十分なる
監視の目を持たなければならぬ、こ
う考へております。

○田中一君 これは職務を以て監理員
がその監理という役目を以て居住する
ということとあり得るのです。これは
又あつたほうが便利なんです。併しな
がらそれも公平な、法律で定められた
ところの募集方法によらなければなら
ないといふことを規定するのでありま
して、政令できめるのに何ら困難はな
いと思つております。

○衆議院議員(田中角榮君) ただこれ
は公務員はその都度募集をするのでは
なく、いわゆる現在の公務員の中で適
当なる者を任命したものでありますか
ら、その人が住居を持つてゐる場合は
勿論その住居から通勤をいたしまし
て、監理をせしめることにいたします
し、この公務員その者が第二種公営住
宅に入るやうな……入れなければなら
ないやうな条件に適合する者であるな
らば、これは審査の対象になり、多少
そこに優先的なものも認められると
思ひます。これは今までの殆んどの公
営住宅のように第一種、第二種のもの
に對しましては抽籤だけを以て行わな

いといふのでありまして、今度参議院
で修正の御意見の非常な点には、特
に厚生大臣と協議をしなければなら
ない。現在各府県が行なつてゐるやうな
土木部長の考えだけでやるのではな
く、そういう面に対する専管の部長で
あるところの民生部長等が十分権限を
持つといふのでありますから、これに
適合しないやうな人を入れるというこ
とは、これは社会の多大なる指彈を受
けることでありまして、こういうこと
は断じてなさしめないといふ考へを持
つております。

○田中一君 質疑を終ります。
○委員長(小林英三君) 先ほど小川君
から、本法案につきましてはこの辺で
質疑を打ち切りたいという動議があり
ましたが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) それでは質疑
はこれにて打ち切ることになりました
す。なお明日は本法案のほかに輕井沢
國際親善文化観光都市建設法案、土地
收用法案、北上川開発法案その他陳
情、請願を議題に供したいと思ひま
す。本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十九分散会
出席者は左の通り

理事
委員長 小林 英三君
委員 岩崎正三郎君
赤木 正雄君
小川 久義君

委員
平井 太郎君
深水 六郎君
田中 一君
徳川 宗敬君
東 隆君

衆議院議員
政府委員
建設省住宅局長 伊東 五郎君
事務局側
常任委員 武田 篤君
会專門員 菊池 璋三君
会專門員 菊池 璋三君
五月二十四日本委員会に左の事件を付
託された
一、公営住宅法案(衆)予備審査の
ための付託は五月十六日)

五月二十四日本委員会に左の事件を付
託された
一、利根川開発法案現に關する請願
(第一八九三號)
一、連合軍用木材等の調達一元化に
關する請願(第一九〇二號)
一、東北地方に對する住宅金融庫
融資の請願(第一九三二號)
一、連合軍關係政府直よう使用人中
文部省留學生試験合格渡米留學生
に關する請願(第一九七一號)
一、東北興業株式會社法中一部改正
に關する陳情(第四二二號)
一、土地收用法實現に關する陳情
(第四二五號)

第一八九三號 昭和二十六年五月十
四日受理
利根川開發法案現に關する請願(三連)
請願者 東京都知事代理副知事
岡安彦三郎外十名
紹介議員 野田 卯一君
利根川開發法案は、利根川流域の災害
を根絶し、その豊富な資源を開発し、
利用することは首都建設上の必要條件
であると共に東京都外五県下住民の多

年の宿望であるから、すみやかに本法案を実現せられ国土保全、産業、文化の振興を図りたいとの請願。

第一九〇二号 昭和二十六年五月十四日受理

連合軍用木材等の調達一元化に関する請願

請願者 東京都文京区湯島天神町一ノ一〇五特需木材工業協議会内 小川清雄

紹介議員 三浦 辰雄君

現在連合軍へ納入する木材および木箱類の需品調達要求は、特別調達庁より発註されるものと、在日兵たん司令部より発註されるものの二様に分れているため、発註の競合その他によつて業界に混乱を生じ、納入上多大の支障を生じているから、この際両者を統合し、日本政府の機関を通じて処理せられたいとの請願。

第一九三一号 昭和二十六年五月十六日受理

東北地方に対する住宅金融公庫融資の請願

請願者 宮城県知事 佐々木家壽治外六名

紹介議員 愛知 揆一君

東北地方は、積雪寒冷地帯であるため、住宅建設は技術上時期的に制約され、温暖地方に比し幾多の悪条件を有している。従つて住宅の建設は年度始めより短期間に工事を完了させる必要があるから、これが融資予算を早急に配付せられたい。なお、最近の連続的な大火災に対し必要な住宅災害復旧に要する融資を別わくとして配付すると共に、昨年度の実績と、現在のひつ迫し

た住宅事情に鑑み、東北地区に対する融資の配付金額を特に増額せられたいとの請願。

第一九七二号 昭和二十六年五月十八日受理

連合国軍関係政府直よう、使用人中文部省留学生試験合格渡米留学生に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ三特別調達要員労働組合連盟内 佐藤敬一郎

紹介議員 曾弥 益君

一般職である政府職員が文部省留学生試験に合格して渡米する場合は、出張留学の措置がとられているが、連合国関係政府直よう使用人は、留学に際し退職しなければならぬので、留学するためには失業することになり、意義のある留学生としての権利と義務を放棄させることになっているが、これは、政府、国民を問わず誠に恥すべきことと考えられるから、一般職公務員の場合と同様公務出張とするよう措置せられたいとの請願。

第四二二号 昭和二十六年五月十六日受理

東北興業株式会社法中一部改正に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽治

東北興業株式会社の社債発行は、拂込株金額の五倍に制限されているため、事業資金の調達に重大なる支障となつているから、この制限を排除し、事業執行を容易にするため、同会社法の一部を改正せられたいとの陳情。

第四二五号 昭和二十六年五月十八日受理

土地收用法の実現に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会 会長 大西英一

今国会に提出を予定されている土地收用法の内容は、国民の私権と公益事業の公益性とを近代的感覚をもつて調整しており、現在最も急がれている電源の開発に大なる関係を有するものであるから、同法をすみやかに成立せしめられたいとの陳情。